

災害時における避難所指定等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）といの町（以下「乙」という。）は、高知県立農業大学校体育館（以下「体育館」という。）を、災害の発生時または発生するおそれがある場合の避難所に指定すること及び災害時に備えた救援物資の保管場所として使用することに関して、
[redacted] 項により協定を締結する。

的)

体育館を災害時における避難所として使用することにより、波川地区住民及び通行人等
安全を確保することを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 乙は、体育館を波川地区住民の災害時避難所として指定し、甲はこれを了承するものとする。

2 前項により指定する避難所は次のとおりとする。

- (1) 名称 高知県立農業大学校体育館
- (2) 所在地 吾川郡いの町波川234番地
- (3) 使用面積 777.13平方メートル

（避難者の受け入れ及び期間）

第3条 甲は、災害時における避難者が体育館に避難した場合、速やかに受け入れを行い、必要な期間（2週間を限度とする）避難所として体育館を提供する。

2 避難者の受け入れ期間が2週間を超えるときには、あらかじめ甲と乙は延長について協議するものとする。

（救援物資の保管及び点検）

第4条 甲は、乙が災害時に備えた救援物資（以下「救援物資」という。）の保管場所として、体育館又はその近隣の場所を使用しようとする場合、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

2 乙は、前項の救援物資を甲の許可を得て、平成24年5月31日までに配備するものとする。

3 救援物資については、甲乙立ち会いのもと、毎年度1回点検しなければならない。

（管理監督者の報告及び配置）

乙は、災害時における避難所の管理監督者を定め、甲に報告しなければならない。

甲は、前項で定めた管理監督者を災害発生日に配置し、管理監督者は避難者の安全安心の確保等に努めなければならない。ただし、災害の状況により、災害発生日に配置できないときは、災害発生日から2日以内に配置し、その責を果たさなければならない。

（費用負担）

第6条 避難所としての体育館の使用料は無償とし、避難所の管理運営に要した費用のうち、次

に掲げるものについては乙の負担とする。

(1) 避難者に要する飲料水費及び食料費等

(2) 避難者に対し、介護用品等最低限の物資（高知県が災害緊急支援物資として、避難者に支給した経費は除く。）を甲が直接、住民の公益上のために支給した経費

(3) 避難者が、施設、器具等を破損した場合の弁償費

(原状回復義務)

第7条 乙は、避難所の使用を終了したときは、体育館を原状に回復しなければならない。ただし、地震等の災害により損傷した部分を除くものとする。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定の解消の申し出がないときは、この協定は更に5年間更新するものとし、以後についても同様とする。

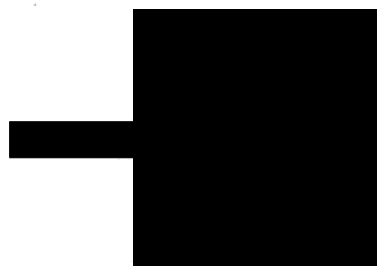
(疑義の解決)

第9条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、双方解決に努めなければならない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月13日

甲 高知県
協定担当者 高知県知事



乙 いの町
いの町長

